

○森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

平成十七年三月三十一日

大分県条例第十二号

(趣旨)

第一条 この条例は、森林資源の確保並びに現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から令和七年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十三条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（平成十七年大分県条例第十二号）第三条第一項」とする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、この条例の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、森林環境の保全のための基金に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(略)